

食品安全委員会（第912回会合）議事概要

日 時:令和5年9月12日（火） 14:00～14:21
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般41名

- （１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

微生物・ウイルス 1案件

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正について

→厚生労働省から説明。

本件については、微生物・ウイルス専門調査会で審議することとなった。

- （２）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬及び動物用医薬品「シフルトリン」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、「シフルトリン及びbeta-シフルトリンの許容一日摂取量（ADI）を0.023 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.023 mg/kg体重と設定する。」との審議結果となり、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- （３）食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針
[動物試験で得られた用量反応データへの適用]の一部を改正する件(案)
について

→事務局から説明。

食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針を案のとおり改正することとなった。